

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税は8%となり、地方消費税の割合が1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月1日からは消費税及び地方消費税は10%となり、地方消費税の割合も1.7%から2.2%に引き上げられました。

これらに伴う「地方消費税交付金」の増額分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、これらの経費への充当について明示することとされています。

つきましては、「地方消費税交付金」の増額分を充てる社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費について、お知らせします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 156,787 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,839,471 千円

（単位：千円）

事業名		令和6年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	545,812	224,353	0	7,574	43,145	270,740
	児童福祉事業	874,948	342,176	0	63,079	64,560	405,133
	小計	1,420,760	566,529	0	70,653	107,705	675,873
保健衛生	保健衛生事業	64,748	2,013	0	3,720	8,112	50,903
	母子保健事業	71,403	14,560	0	170	7,789	48,884
	小計	136,151	16,573	0	3,890	15,901	99,787
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	45,146	22,828	0	1	3,067	19,250
	介護保険特別会計繰出金	120,021	4,485	0	0	15,881	99,655
	後期高齢者医療特別会計繰出金	117,393	13,839	0	0	14,233	89,321
	小計	282,560	41,152	0	1	33,181	208,226
合計		1,839,471	624,254	0	74,544	156,787	983,886